

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	伊達	忠一 (自民)	倉田	寛之 (自民)	下田	敦子 (民主)
理事	加納	時男 (自民)	保坂	三蔵 (自民)	直嶋	正行 (民主)
理事	小林	温 (自民)	松田	岩夫 (自民)	前川	清成 (民主)
理事	佐藤	昭郎 (自民)	松村	祥史 (自民)	弘友	和夫 (公明)
理事	藤末	健三 (民主)	松山	政司 (自民)	松	あきら (公明)
理事	渡辺	秀央 (民主)	岩本	司 (民主)	田	英夫 (社民)
	魚住	汎英 (自民)	小林	正夫 (民主)	鈴木	陽悦 (無)
						(19. 2. 20 現在)

(1) 審議概観

第166回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出9件（うち本院先議2件）、衆議院提出1件（経済産業委員長）の合計10件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願2種類4件はいずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

経済成長戦略大綱関連 2006年7月に財政・経済一体改革会議は、人口減少が本格化する2015年までに取り組むべき施策として「経済成長戦略大綱」を策定した。その中で、イノベーションによる生産性向上、地域経済の活性化のための法的な枠組みを整備することの必要性が指摘され、産業活力の再生及び産業技術力の強化による経済の生産性の向上を図ることを目的とする**産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（産活法改正案）**、地域における中小企業の事業活動を促進することにより地域経済の活性化を図ることを目的とする**中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案（中小企業地域資源活用促進法案）**、地域における産業集積の形成及び活性化を図ることを目的とする**企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（地域産業活性化法案）**の経済成長戦略大綱関連3法案が提出された。

なお、経済成長戦略大綱に関する件について、参考人から意見を聴取した。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、中小企業の事業再生に対する支援の在り方、地域産業資源を活用した事業が地域経済に与える効果、自治体間による企業誘致競争が過熱することへの懸念等について質疑が行われ、産活法改正案及び地域産業活性化法案は、多数をもって可決され、中小企業地域資源活用促進法案は、全会一致をもって可決された。なお、3法律案にそれぞれ附帯決議が付された。

中小企業金融対策 商工組合中央金庫はこれまで中小企業金融において一定の役割を果たしてきたが、行革推進法の成立等、一連の政策金融改革の中で完全民営化される

ことが決定した。株式会社商工組合中央金庫法案は、完全民営化への移行期における融資対象及び株主制限等を規定し、中小企業団体及びその構成員向けの金融機関としての機能を維持しようとするものである。また、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、同保険が対象とする担保に棚卸資産を加えることにより動産担保融資を促進するなどの信用保険制度の整備を主な目的としている。

なお、両法律案の審査に先立ち、北海道に委員派遣を行い、地域経済及び中小企業金融の実情を調査した。

委員会においては両法律案を一括して議題とし、商工中金を民営化する意義及び中小企業金融機能維持の必要性、動産担保融資の普及に向けた課題等について質疑が行われ、両法律案はいずれも全会一致をもって可決された。なお、株式会社商工組合中央金庫法案には附帯決議が付された。

知的財産関係 近年、産業の国際競争が激化し、知的財産の戦略的な創造・保護・活用の必要性が高まっている。こうした中で、知財人材の一翼を担う弁理士の資質の維持・向上を図り、その責任を明確化するため、試験制度及び懲戒制度等の見直し並びに実務修習制度の導入等の措置を講ずるとともに、知的財産に関する多様な需要にその専門職として適確に対応するため、弁理士業務の範囲の拡大及び特許業務法人制度の見直し等を行う弁理士法の一部を改正する法律案が提出された。

委員会においては、知的財産立国の実現と弁理士の果たすべき役割、実務修習制度の具体的内容、弁理士の訴訟代理の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

また、映画館等における映画の盗撮により、映画の複製物が作成され、これが多数流通して映画産業に多大な被害が発生していることから、映画の盗撮については、著作権法第30条第1項の私的使用のための複製を認める規定を適用しないこととする映画の盗撮の防止に関する法律案が衆議院議員提出法律案として提出され、全会一致をもって可決された。

公営競技関係法人の見直し等 競輪及び小型自動車競走（オートレース）の振興及び公営競技関係法人の見直しを目的とした自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案は、委員会において、日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の統合による業務効率化の進め方、施行者による競輪・オートレース事業の活性化の取組を支援する必要性、法改正による施行者の収支改善の効果等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

特定放射性廃棄物の最終処分 特定放射性廃棄物の最終処分の円滑な実施と安全の確保を目的とした特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案は、委員会において、核燃料サイクルの着実な推進に向けての方策、高レベル放射性廃棄物の最終処分地選定の在り方、原子力施設における安全確保策等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

対北朝鮮経済制裁 外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるのは、委員会において、現在までの輸入禁止措置の効果及び措置を継続する理由、北朝鮮をめぐる情勢と今後の北朝鮮経済制裁の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

〔国政調査等〕

2月27日、繊維産業の現状及び地域産業の災害復興状況に関する実情調査のため、新潟県に視察を行った。

3月13日、経済産業行政の基本施策について甘利経済産業大臣から所信を、平成18年における公正取引委員会の業務の概略について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

これに対し、3月15日、各省庁が連携して地域活性化に取り組む必要性、中心市街地活性化基本計画の策定状況、官製談合防止法で公務員OBを対象に加える必要性、エネルギー基本計画見直しにおける主な改正点、原子力発電に関する安全情報の徹底管理と正確な情報開示の必要性、拉致問題と対北朝鮮制裁に関する大臣の見解等の質疑を行った。

3月20日、予算委員会から委嘱された平成19年度経済産業省予算等の審査を行い、北陸電力志賀原子力発電所における臨界事故隠し、サービス産業の生産性向上のための施策、我が国の石油・天然ガス開発企業に対する支援強化の必要性、京都議定書の目標達成の見通しとポスト京都議定書の枠組み構築に向けた我が国の取組等について質疑を行った。

4月17日、経済成長戦略大綱に関する件を議題とし、参考人から意見を聴取した後、我が国の事業再生の現状と残された問題点、地域資源を活用した商品の販路を拡大するために求められる観点、企業立地競争の過熱による地域間格差拡大の懸念等について質疑を行った。

4月19日、原子力発電所における運転日誌等の不正に関する件を議題とし、参考人から意見を聴取した後、臨界事故の発生原因と隠ぺいの実態、再発防止策の実効性確保等について質疑を行った。

6月19日、特許庁に視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成19年2月20日(火)(第1回)

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成19年3月13日(火)(第2回)

- 経済産業行政の基本施策に関する件について甘利経済産業大臣から所信を聴いた。
- 平成18年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成19年3月15日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について甘利経済産業大臣、山本経済産業副大臣、渡辺経済産業副大臣、松山経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小林温君(自民)、魚住汎英君(自民)、直嶋正行君(民主)、藤末健三君(民主)、弘友和夫君(公明)、鈴木陽悦君(無)

○平成19年3月20日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十九年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成十九年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成十九年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(内閣府所管(公正取引委員会)、経済産業省所管及び中小企業金融公庫)について甘利経済産業大臣及び竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、渡辺経済産業副大臣、松山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村祥史君(自民)、渡辺秀央君(民主)、藤末健三君(民主)、直嶋正行君(民主)、松あきら君(公明)、近藤正道君(社民)、鈴木陽悦君(無)
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成19年3月27日(火)(第5回)

- 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(閣法第65号)について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年3月29日(木)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(閣法第65号)について甘利経済産業大臣、山本経済産業副大臣、松山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕加納時男君(自民)、若林秀樹君(民主)、岩本司君(民主)、藤末健三君(民主)、弘友和夫君(公明)、鈴木陽悦君(無)

(閣法第65号)賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 弁理士法の一部を改正する法律案（閣法第75号）について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月10日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 弁理士法の一部を改正する法律案（閣法第75号）について甘利経済産業大臣、渡辺経済産業副大臣、池坊文部科学副大臣、水野法務副大臣、松山経済産業大臣政務官、永岡農林水産大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕小林温君（自民）、広野ただし君（民主）、松あきら君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第75号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成19年4月17日（火）（第8回）

- 経済成長戦略大綱に関する件について参考人野村證券株式会社顧問・元株式会社産業再生機構産業再生委員長高木新二郎君、福島学院大学前学長・教授・福島大学名誉教授・元福島大学地域創造支援センター長下平尾勲君及び亀山市長田中亮太君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕松村祥史君（自民）、岩本司君（民主）、弘友和夫君（公明）、鈴木陽悦君（無）

○平成19年4月19日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力発電所における運転日誌等の不正に関する件について参考人電気事業連合会会長勝俣恒久君から説明を聴いた後、同参考人、参考人北陸電力株式会社取締役社長永原功君、有限責任中間法人日本原子力技術協会理事長石川迪夫君、株式会社東芝執行役常務・電力システム社社長佐々木則夫君、株式会社日立製作所執行役常務・電力グループ長&CEO丸彰君及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、藤末健三君（民主）、渡辺秀央君（民主）、弘友和夫君（公明）、近藤正道君（社民）、鈴木陽悦君（無）

○平成19年4月24日（火）（第10回）

- 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（閣

法第15号) (衆議院送付)

以上3案について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年4月26日(木)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)
中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律案(閣法第14号)
(衆議院送付)
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)

以上3案について甘利経済産業大臣、国井農林水産副大臣、山本経済産業副大臣、松山経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

[質疑者] 小林正夫君(民主)、直嶋正行君(民主)、藤末健三君(民主)、松村祥史君(自民)、岩永浩美君(自民)、弘友和夫君(公明)、鈴木陽悦君(無)

(閣法第13号) 賛成会派 自民、民主、公明、無
反対会派 社民

(閣法第14号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、無
反対会派 なし

(閣法第15号) 賛成会派 自民、民主、公明、無
反対会派 社民

なお、3案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成19年5月22日(火)(第12回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 映画の盗撮の防止に関する法律案(衆第26号)(衆議院提出)について提出者衆議院経済産業委員長上田勇君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
(衆第26号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、無
反対会派 なし

- 株式会社商工組合中央金庫法案(閣法第39号)(衆議院送付)
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第40号)(衆議院送付)

以上両案について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成19年5月24日(木)(第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 株式会社商工組合中央金庫法案(閣法第39号)(衆議院送付)
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第40号)(衆議院送付)

以上両案について甘利経済産業大臣、大村内閣府副大臣、渡辺経済産業副大臣、松山経済産業大臣政務官、奥野法務大臣政務官、椎名財務大臣政務官、田村内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人商工組合中央金庫理事長江崎格君に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕直嶋正行君（民主）、藤末健三君（民主）、鈴木陽悦君（無）、松村祥史君（自民）、魚住汎英君（自民）、弘友和夫君（公明）

（閣法第39号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

（閣法第40号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無

反対会派 なし

なお、株式会社商工組合中央金庫法案（閣法第39号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

○平成19年5月29日（火）（第14回）

- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年6月5日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について甘利経済産業大臣、渡辺経済産業副大臣、水落文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕加納時男君（自民）、渡辺秀央君（民主）、藤末健三君（民主）、加藤修一君（公明）、鈴木陽悦君（無）

（閣法第72号）賛成会派 自民、民主、公明、無

反対会派 社民

なお、附帯決議を行った。

○平成19年6月7日（木）（第16回）

- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第3号）（衆議院送付）について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成19年6月12日（火）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第3号）（衆議院送付）について甘利経済産業大臣、鈴木内閣官房副長官、山本経済産業副大臣、藤野国土交通大臣政務官、椎名財務大臣政務官、浜田外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕藤末健三君（民主）、鈴木陽悦君（無）

(閣承認第3号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、無
反対会派 なし

○平成19年7月5日(木)(第18回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第1070号外3件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)

【要旨】

本法律案は、我が国経済の持続的な発展を図るためには産業活力の再生及び産業技術力の強化による経済の生産性の向上が重要であることにかんがみ、事業者の事業革新を支援し、事業再生を円滑化するとともに、事業活動における知的財産権の活用を促進するための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、産業活力再生特別措置法の一部改正

- 1 基本指針、事業分野別指針を定めて、サービス産業の生産性向上のための取組を促進する。
- 2 企業連携による技術や経営資源の活用によって生産性向上を目指す事業者を支援するため、「技術活用事業革新」及び「経営資源融合」の2つの計画類型を創設するとともに、会社法の特例、事業革新設備の特別償却制度の拡充等課税の特例等の支援措置を講ずる。
- 3 地域における中小企業の再生を円滑化するため、私的整理中の事業継続のためのつなぎ融資に対する信用保険特例や廃業経験者の再起業時の信用保険の特例制度を創設する。
- 4 包括的ライセンス契約に基づく特許権等の通常実施権者の保護のため、同契約についての登録制度を創設する。

二、産業技術力強化法の一部改正

- 1 研究開発の成果を他の経営資源と組み合わせて有効に活用し、将来の事業内容を展望して研究開発を行う技術経営力を基本理念に定めるとともに、国及び事業者の責務に技術経営力の強化促進を追加する。
- 2 研究開発の成果の活用促進のため、特許料等軽減制度の対象をポスドク、院生等にまで拡大するとともに、国が委託する研究開発の成果に係る知的財産権を民間が保有できる制度の対象に請負ソフトウェア開発を追加する。

三、独立行政法人産業技術総合研究所法の一部改正

独立行政法人産業技術総合研究所の業務に、技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その活用を促進することを加える。

四、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務に、技術経営力の強化に関する助言を行うことを加える。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

六、検討

- 1 政府は、この法律の施行後平成28年3月31日までの間に、包括的ライセンス契約登録制度の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 2 政府は、この法律の施行後平成28年3月31日までの間に、改正後の産業活力再生特別措置法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行う。

【附帯決議】

産業活力の再生を図るとともにイノベーションの創出を目指す事業者の取組を支援するため、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 我が国サービス産業の生産性は、諸外国と比較して、また、製造業と比べても低く、小規模事業者による非効率な経営が多いといったサービス産業が抱える課題に対応するため、産学官が連携して活動するサービス産業生産性協議会等による検討を急ぎ、ITの活用等による業務の効率化、質の向上、新事業の促進による雇用の創出等に重点的に取り組むこと。
- 二 中小企業の再生支援については、中小企業再生支援協議会の全国組織を早期に活動させ、専門人材の活用など機能強化を図るとともに、債務保証制度の活用等により、私的整理中の中小企業が十分な融資を確保することができるよう努めること。また、裁判外紛争解決事業者についての法務大臣の認証及び経済産業大臣の認定に当たっては、厳正な認定基準に基づき、中立公正な業務を行う事業者に限定すること。
- 三 いわゆる包括的ライセンス契約登録制度においては、具体的な特許番号が特定されず、通常実施権者の名称、実施権の内容、実施範囲が非公示であるなど第三者が登録内容を直ちに確認することができないことから、登録対象となる実施権の特定方法、取引における情報開示の在り方、実施権者保護の在り方について、知的財産権の取引実態を十分に考慮しつつ、ガイドラインを策定するなど引き続き検討すること。

右決議する。

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する 法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、近年の経済構造の変化を踏まえ、地域における中小企業の事業活動を促進

することにより地域経済の活性化を図るため、中小企業による地域産業資源を活用した商品の開発、生産又は需要の開拓等を促進するための措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 「地域産業資源」とは、①自然的経済的社会的条件からみて一体である地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品、②①の鉱工業品の生産に係る技術、③文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもののいずれかに該当するものをいう。
- 2 「地域産業資源活用事業」とは、中小企業者が行う事業であって、①地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品をその不可欠な原材料又は部品として用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓、②地域産業資源である鉱工業品の生産に係る技術を不可欠なものとして用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓、③地域産業資源である観光資源の特徴を利用して行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓のいずれかに該当するものをいう。

二、基本方針

主務大臣は、地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定め、公表する。

三、基本構想の認定

都道府県知事は、基本方針に基づき、地域産業資源活用事業の促進に関する基本構想（以下「基本構想」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができ、主務大臣は申請があった基本構想が基本方針に適合すると認めるときは認定する。

四、地域産業資源活用事業計画の認定

中小企業者は、地域産業資源活用事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、主務大臣に提出し、事業計画が適当である旨の認定を受けることができ、主務大臣は、提出された事業計画が認定された基本構想の地域産業資源を活用して行われること、基本方針に照らして適切であること等の要件に適合すると認めるときは認定する。

五、支援措置

事業計画の認定を受けた中小企業者のために、次の支援措置を講ずる。

- 1 認定計画に従って行われる地域産業資源活用事業（以下「認定事業」という。）に必要な資金の債務保証に係るものについて、中小企業信用保険の付保限度額の別枠化等の措置を講ずる。
- 2 中小企業投資育成株式会社は、中小企業者が認定事業を行うために資本金が3億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び保有等を行うことができる。
- 3 食品流通構造改善促進機構は、食品の生産、製造、加工又は販売を行う中小企業者の認定事業に必要な資金の借入れの債務保証、施設の受託整備等を行うことができる。
- 4 商品又は役務の需要の開拓の程度が一定の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けた中小企業者が認定事業のために取得又は製作した機械及び装置につ

いては、課税の特例の適用がある。

六、国等の施策

国、地方公共団体等は、地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、地域産業資源を活用した商品又は役務の紹介その他必要な施策を総合的に推進するよう努める。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八、検討

政府は、この法律施行後5年を経過した場合、施行状況を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】

地域経済活性化のためには、各地域の強みとなる地域資源を活用した新たな商品・サービスを創出しようとする中小企業の事業活動の促進が重要であることに鑑み、新連携支援事業等との連携を図りつつ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 主務大臣による基本方針の策定に当たっては、基本構想を作成する都道府県及び地域資源活用事業を実施する中小企業者に混乱が生じることのないよう具体的内容を提示するとともに、都道府県による基本構想の作成過程において、市町村、商工会・商工会議所、産地の事業協同組合、農業協同組合等、地域関係者の意見が十分反映されるよう努めること。また、中小企業者が作成する事業計画の認定に当たっては、公正性が担保されるよう明確な認定基準を定めること。
- 二 地域資源活用事業を地域主導で行うことができるよう、農林水産業と製造業・サービス業等との連携や産学連携の推進、マーケティングや地域ブランド戦略に精通した人材の確保・育成支援の拡充を図ること。なお、地域中小企業の資金調達を円滑化するための地域中小企業応援ファンドにおいては、投融資を受ける機会に地域間格差が生じることのないよう努めること。
- 三 地域資源を活用した中小企業の事業活動を効果的に支援する観点から、関係省庁、地方公共団体、地域の試験研究機関、地域金融機関等の緊密な連携体制を構築すること。右決議する。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律案（閣法第15号）

【要旨】

本法律案は、地域経済の自律的発展基盤の強化を図るため、地方自治体が行う産業集積の形成及び活性化（以下「産業集積の形成等」という。）に関する取組に対して、工場立地法の規制権限の委譲、企業立地等を行う事業者への特例措置による支援等の措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、基本方針の策定

主務大臣は、地域における産業集積の形成等の促進に関する基本方針を定め、これを公表する。

二、基本計画の作成及び特例措置

- 1 市町村・都道府県は、共同して、基本方針に基づき、地域産業活性化協議会における協議を経て、産業集積の形成等に関する基本計画を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 2 中小企業基盤整備機構は、同意基本計画において定められた集積区域（以下「同意集積区域」という。）において、企業立地・事業高度化を重点的に促進すべき業種（以下「指定集積業種」という。）に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う事業者（以下「特定事業者」という。）による企業立地・事業高度化を促進するため、工場又は事業場の整備等を行う。
- 3 同意基本計画において特に重点的に企業立地を図るべき区域を定めている市町村は、同区域における工場等の敷地面積に占める緑地面積等の割合に関する事項について、国の定める範囲内において、工場立地法に基づく準則に代えて条例で準則を定めることができる。

三、企業立地計画、事業高度化計画の作成及び支援措置

- 1 同意集積区域において企業立地又は事業高度化を行おうとする特定事業者は、企業立地計画又は事業高度化計画を作成し、当該区域を管轄する都道府県知事の承認を求めることができる。
- 2 中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係について、承認企業立地計画又は承認事業高度化計画の措置を行うために必要な資金に係るものについては、保険の付保限度額の別枠化、てん補率の引上げ等の措置を講ずる。
- 3 承認企業立地計画に従って企業立地を行う事業者であり、同意集積区域内において指定集積業種に属する事業のための施設又は設備を新設したものが、新たに取得等した機械・建物等については、租税特別措置法の定めによる課税の特例の適用があるものとする。
- 4 地方公共団体が、承認企業立地計画に従って特定事業のための施設を同意集積区域内に設置した事業者について、施設の不動産取得税若しくは固定資産税を課さなかった場合又は地方税の不均一の課税をした場合において、減収額の一定割合を地方交付税により補填する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五、検討

政府は、この法律の施行後10年以内に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

六、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法の廃止

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法は、廃止する。

【附帯決議】

地域経済の持続的な成長及び格差是正のためには、地域が自らの個性をいかして産業集積の形成及び活性化を図ることが重要であることに鑑み、これまでの企業立地政策の評価を踏まえて、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 地方自治体が巨額の補助金や税制優遇措置によって企業誘致競争を過熱させることがないよう十分注意するとともに、地域の特性や人材をいかした真に地域経済の発展に資するものとなるよう、適切な助言・支援を行う体制を充実強化すること。また、労働者の雇用条件や生活環境が十全に確保されるよう関係省庁が連携して取り組むこと。
- 二 企業立地においてはスピードがますます重要になっていることから、その円滑化を図るため、関係省庁及び地方自治体は連携して、各種手続に対してワンストップで迅速な処理が行えるよう体制整備を図るとともに、工場立地法の緑地面積の緩和や農地転用の処分の迅速化に当たっては、制度本来の趣旨を損なうことがないよう十分配慮して適切に行うこと。
- 三 企業立地が国際競争となる中で、我が国がアジア諸国等と伍して競争していくため、法人税の実効税率の引下げ等の抜本的な措置を検討するとともに、対日投資促進策として、地方への外国企業誘致の促進にも積極的に取り組むこと。

右決議する。

株式会社商工組合中央金庫法案（閣法第39号）

【要旨】

本法律案は、商工組合中央金庫の完全民営化の実現に向けて、国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講じるとともに、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るため、必要な業務を行う株式会社商工組合中央金庫の目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、総則

株式会社商工組合中央金庫（以下「新商工中金」という。）は、完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

二、株主

新商工中金は、議決権のある株式を発行した場合等において、株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録するときは、次に掲げるもの以外のものの氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

1 政府

2 中小企業等協同組合その他の中小企業団体及びその直接又は間接の構成員

- 3 2に掲げる者のほか、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体等で、政令で定めるもの

三、業務

- 1 新商工中金は、次に掲げる業務を営む。

イ 預金又は定期積金の受入れ

ロ 新商工中金の株主であるもの並びにその直接又は間接の構成員等に対する資金の貸付け又は手形の割引

ハ 為替取引

- 2 新商工中金は、付随する業務として、債務の保証、手形の引受け及び有価証券の売買等の業務を営むことができる。

四、商工債

新商工中金は、資本金及び準備金の合計金額の30倍に相当する金額を限度として、商工債を発行することができる。

五、子会社等

新商工中金が子会社とすることができる会社の範囲、新商工中金又は子会社による議決権の取得等の制限を定める。

六、計算

欠損のてん補を行う場合の特別準備金（自己資本の充実等財務内容の健全性の確保に資するものとして、商工組合中央金庫の政府出資相当額のうち主務大臣が定める金額）の額の減少、国庫納付金等についての規定を設ける。

七、監督

この法律における主務大臣は、経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣とし、主務大臣は新商工中金等の業務を監督する。

八、施行期日等

- 1 この法律は、平成20年10月1日から施行する。ただし、新商工中金となる転換の手続等に関する規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、保有する新商工中金の株式について、この法律の施行の日から起算しておおむね5年後から7年後を目途として、全部を処分する。また、政府保有株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置を講じるとともに、株主資格を制限するための措置その他必要な措置を講じる。
- 3 現行の商工組合中央金庫法は、廃止する。

【附帯決議】

商工組合中央金庫の完全民営化については、行政改革推進法の趣旨を踏まえつつ、商工組合中央金庫の有する中小企業に対する金融機能の根幹を維持することが重要であることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 商工組合中央金庫の完全民営化後においても、中小企業向け金融機能が維持されるよう、株主資格を中小企業団体及びその構成員に制限し、特別準備金の確保や商工債の発行を維持するとともに、危機対応における役割を引き続き果たすようにするため、法的枠組みその他必要な措置を確実に講ずること。
- 二 商工組合中央金庫の株式会社化に当たっては、中小企業への円滑な資金供給が引き続き図られるよう、商工組合中央金庫の財務基盤を確保するため、中核的資本として扱われるかたちで、政府出資のかんがりの金額を特別準備金とし、既存の民間出資者の利益を害することのないよう留意しつつ、中小企業団体等の意見を聴いた上で、その額を決定すること。また、政府保有株式については、中小企業団体及びその構成員が円滑に取得できるよう、その財務余力等に留意しつつ、慎重に処分すること。
- 三 金融環境の悪化、災害等の危機時の対応について、商工組合中央金庫が行う融資の条件及び範囲がこれまでと同様に十分な水準に定められ、中小企業向け資金供給に支障を来すことのないよう、金融監督行政上の配慮、必要な財政措置等を実施するとともに、危機が生じた際には、迅速な対応が図られるようにすること。
- 四 これらの措置を前提とした上で、商工組合中央金庫において、不動産担保や個人保証に過度に依存しない新たな金融手法の開発・普及に向けた取組が積極的になされるなど、中小企業の資金調達の円滑化・多様化に向けた取組を一層拡充すること。また、こうした取組が円滑になされるよう、金融監督当局は十分に配慮すること。
右決議する。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

【要旨】

本法律案は、近年の中小企業をめぐる金融環境の変化にかんがみ、中小企業信用保険について、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、売掛金債権担保保険の流動資産担保保険への拡充

現行の売掛金債権担保保険を流動資産担保保険に改め、中小企業が提供する担保として棚卸資産を追加するとともに、付保限度額を1億円から2億円に引き上げる。

二、事業再生保険の創設

民事再生手続又は会社更生手続を利用して再生を目指す中小企業者の事業継続に欠くことのできない費用の借入による債務について、信用保証協会が保証した保証債務を対象とする事業再生保険（付保限度額2億円）を創設する。

三、施行期日

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年以内に、改正規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案
(閣法第65号) (先議)

【要旨】

本法律案は、競輪及び小型自動車競走（以下「オートレース」という。）の振興を図るとともに、公営競技関係法人の在り方の見直しを行うため、交付金の交付の期限を延長する制度の拡充を図るほか、公営競技関係法人の業務を営利を目的としない法人に行わせる等の措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、第1条（自転車競技法）及び第3条（小型自動車競走法）による改正関係

- 1 車券を購入し、又は譲り受けてはならない者から、成年の学生生徒を除く。
- 2 勝者（勝車）投票の的中者に対する払戻金の金額を車券の売上金額に100分の75以上経済産業大臣が定める率以下の範囲内で施行者が定めた割合を乗じた額に相当する金額（以下「払戻対象総額」という。）を勝者（勝車）に対する車券に按分した金額とする。
- 3 勝者（勝車）投票法の種類に重勝式勝者（勝車）投票法を追加する。また、重勝式勝者（勝車）投票法の種別であつて勝者（勝車）投票の的中者がいない場合には、払戻対象総額をその後の最初に的中者があるものに係る加算金とする。
- 4 日本自転車振興会（日本小型自動車振興会）への交付金の交付の期限の延長をしようとする措置を講ずる期間を3年から5年に延長する。
- 5 自転車競技会（小型自動車競走会）の合併について所要の規定を整備する。
- 6 施行者の職員は、経済産業大臣の許可を受けて、勝者（勝車）投票類似行為をすることができる。
- 7 日本自転車振興会（日本小型自動車振興会）は、施行者が平成19年度から平成23年度までの各年度において、その前年度に行った事業が特定活性化事業（競輪場（オートレース場）の改修その他事業の活性化に必要な事業）に該当する旨の経済産業大臣の認定を受けた場合には、施行者の申請により、特定活性化事業に要した費用として経済産業大臣の認定を受けた額に相当する金額を、施行者に還付しなければならない。

二、第2条（自転車競技法）による改正関係

- 1 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、競輪関係業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、競輪振興法人として指定できる。
- 2 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、競技実施業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、競技実施法人として指定できる。

三、第4条（小型自動車競走法）による改正関係

- 1 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、小型自動車競走関係業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、小型自動車競走振興法人として指定できる。
- 2 経済産業大臣は、営利を目的としない法人であつて、競走実施業務に関し一定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、競走実施法人として指定できる。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、二の規定は平成20年1月31日までの間において政令で定める日から、三の規定は平成20年4月30日までの間において政令で定める日から、それぞれ施行する。

【附帯決議】

競輪及びオートレースは他の娯楽・レジャーとの激しい競争に晒されていることから、ビジネスマインドを持って事業運営の合理化・効率化を図ることが重要であることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会の公益法人化及び統合に当たっては、そのメリットを活かし、徹底した組織の効率化及び透明性の高い助成事業の実施に努めること。
- 二 競輪及びオートレースの施行者の激しい経営状況を踏まえ、また、事業からの撤退がその従業員や地域経済に及ぼす影響に鑑み、従業員並びに関係業者の雇用確保にも配慮しつつ、魅力あるレースの実現によるファン層の拡大など実効性の高い事業活性化策が講じられるよう施行者の自助努力に対して必要な支援を行うこと。なお、競輪及びオートレースの将来的な事業の在り方について、地方自治体の公営ギャンブル関連事業との関係を考慮し、調査研究を進めること。
- 三 施行者の事業経営の安定化を図るため、各振興会への交付金の在り方について十分検討すること。なお、事業活性化策が講じられても経営安定化が図られず、事業からの撤退を余儀なくされる施行者に対しては、適切な支援に努めること。

右決議する。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律案

(閣法第72号)

【要旨】

本法律案は、特定放射性廃棄物の最終処分の円滑な実施と安全の確保のため、原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）の業務に使用済燃料の再処理等から発生する長半減期低発熱放射性廃棄物のうち地層処分が必要なもの等の最終処分業務を追加し、その費用に充てるための拠出金の納付を再処理施設等設置者に義務付けるとともに、放射能濃度が一定の基準を超える放射性物質を含む核燃料物質等の埋設の方法による最終的な処分を行おうとする事業者に対して核燃料物質等による災害の防止を図るための措置を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正

1 定義

機構による最終処分の対象となる「特定放射性廃棄物」として、長半減期低発熱放射性廃棄物のうち地層処分が必要なもの等を追加することに合わせて、定義に「使用済燃料の再処理等」、「分離有用物質」、「残存物」、「第一種特定放射性廃棄物（現行法

の「特定放射性廃棄物」及び代替取得により取得した放射性廃棄物)」、「第二種特定放射性廃棄物(長半減期低発熱放射性廃棄物のうち、地層処分を必要とするもの)」、「再処理施設等」及び「再処理施設等設置者」を追加する。

2 拠出金の納付

イ 発電用原子炉設置者は、第一種特定放射性廃棄物又は第二種特定放射性廃棄物の最終処分に係る業務に必要な費用に充てるため、機構に対し拠出金を納付しなければならない。

ロ 再処理施設等設置者は、第二種特定放射性廃棄物の最終処分に係る業務に必要な費用に充てるため、機構に対し拠出金を納付しなければならない。

3 最終処分の実施

機構は、発電用原子炉設置者及び再処理施設等設置者が納付した拠出金に係る特定放射性廃棄物の最終処分を行わなければならない。

4 機構の区分経理

第一種特定放射性廃棄物の最終処分に係る業務と第二種特定放射性廃棄物の最終処分に係る業務について、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

二、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部改正

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の施行の際、現に使用済燃料がある特定実用発電用原子炉設置者が積み立てることとされている使用済燃料再処理等積立金の額について、著しい事情の変更があると経済産業大臣が認める場合に、その額を変更することができる。

三、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

1 最終処分に係る安全規制の整備

イ 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物であつて、これらに含まれる放射性物質についての放射能濃度が一定の基準を超えるものの埋設の方法による最終的な処分(以下「第一種廃棄物埋設」という。)の事業を行おうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

ロ 第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者は、特定廃棄物埋設施設について、経済産業大臣の設計及び工事の方法の認可、使用前検査、溶接の検査並びに施設定期検査を受けなければならない。

ハ 第一種廃棄物埋設の事業の許可を受けた者は、坑道を閉鎖しようとするときは、あらかじめ、閉鎖措置計画を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 廃棄物埋設の事業を行う者に対する核燃料物質の防護に関する規制の義務付け

イ 廃棄物埋設の事業を行う者は、特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じなければならない。

ロ 廃棄物埋設の事業を行う者は、核物質防護規定について、経済産業大臣の認可を受け、その遵守状況について経済産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

ハ 廃棄物埋設の事業を行う者は、特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、核物質防護管理者を選任しなければならない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

五、検討

政府は、この法律施行後5年を経過した場合、施行状況を検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

【附帯決議】

原子力発電に伴う使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物の最終処分は、原子力政策を着実に進めていく上での最重要課題の一つであることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 特定放射性廃棄物の最終処分事業については、その重要性に鑑み、最終処分地が遅滞なく確実に選定されるよう、最終処分場の安全性や地域振興の効果などについて国民の十分な理解を得るため、国が主導的に取り組むこと。その際、国、原子力発電環境整備機構及び電気事業者等は、情報公開を徹底し透明性を確保すること。また、最終処分の責任を国が負うことを踏まえ、最終処分の具体的在り方について早急に検討すること。
- 二 特定放射性廃棄物の最終処分は極めて長期にわたる事業であるため、より安全な処分技術の確立に努めるとともに、安全規制について必要に応じて見直しを行うこと。また、諸外国と連携の下での処理・処分に関する技術開発等についても検討を行うこと。
- 三 原子力政策の遂行には安全の確保と国民の信頼が重要であるため、データ改ざんや隠ぺい等の不正行為が二度と起こることのないよう、より実効性の高い検査制度を構築するなど、原子力の安全対策に万全を期し、よって地元住民を始めとする国民の信頼回復に一層努めること。

右決議する。

弁理士法の一部を改正する法律案（閣法第75号）（先議）

【要旨】

本法律案は、弁理士の資質の維持及び向上を図るとともに、その責任を明確化するため、弁理士の試験制度及び懲戒制度等の見直し並びに実務修習制度の導入等の措置を講ずるとともに、知的財産に関する多様な需要にその専門職として適確に対応するため、弁理士業務の範囲の拡大及び特許業務法人制度の見直し等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、弁理士試験制度の見直し

工業所有権に関する科目の単位を修得した大学院修了者及び短答式試験の既合格者について、短答式試験の一部を免除する。また、論文式試験の必須科目（工業所有権に関する法令）及び選択科目（技術又は法律に関する科目）の既合格者について、論文式試

験の一部を免除する。

二、実務修習制度等の導入

- 1 弁理士試験合格者等に対して、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、経済産業大臣が実務修習を行う。なお、経済産業大臣は、その指定する者に実務修習を行わせることができる。
- 2 既登録弁理士は、日本弁理士会が行う資質の向上を図るための研修を受けなければならない。

三、懲戒制度の見直し

弁理士の懲戒事由として、「弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」を追加するとともに、懲戒の種類に2年以内の業務の一部停止を追加する。

四、弁理士業務の範囲の拡大

- 1 弁理士が扱うことのできる特定不正競争行為として、①原産地等誤認惹起行為（商標に関するものに限る。）、②競争者営業誹謗行為（特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利又は技術上の秘密についての虚偽の事実に関するものに限る。）、③代理人等商標無断使用行為を追加する。
- 2 水際での特許権等侵害物品の輸出入差止手続等における輸出入者の代理の業務を追加する。
- 3 外国出願に関する資料作成等を弁理士の業務として明確化する。

五、特許業務法人制度の見直し

特定の事件について社員を指定した場合に当該指定社員のみが無限責任を負うこととする制度（指定社員制度）を特許業務法人制度に導入する。

六、弁理士情報の公表

経済産業大臣及び日本弁理士会は、それぞれの保有する弁理士に関する情報のうち、弁理士に事務を依頼しようとする者がその選択を適切に行うために特に必要であるものについて公表する。また、弁理士は、当該選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

七、施行期日

この法律は、一部を除き、平成20年4月1日から施行する。

八、検討

政府は、本法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【附帯決議】

近年、産業の国際競争が激化し、知的財産の戦略的な創造・保護・活用の必要性が高まる中で、弁理士の果たす役割が一層重要になっていること及び弁理士に対する社会的信頼を更に高める必要があることに鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 登録前実務修習については、弁理士が知的財産専門職として業務を遂行し得るように

するため、その導入に当たっては、実務能力や倫理観という弁理士に必要な資質を十分担保できるよう、そのカリキュラム及び受講時間を決定するとともに、この実務修習の趣旨が弁理士制度に徹底するよう努めること。また、弁理士試験の一部免除により弁理士になる者の資質が低下しないよう十分配慮するとともに、その国際的資質を更に向上させるよう工業所有権に関する条約が論文試験の出題範囲に含まれることを明確にする措置を検討すること。

二 弁理士の名義貸しの禁止については、かかる事態が生じないようにするため、補助員の業務に関するガイドラインを整備するなどして法の名義貸し禁止規定が適正に運用されるようにすること。

三 特定侵害訴訟代理制度における弁理士の受任等の在り方を含めた弁理士の積極的活用について、訴訟代理の状況や利用者のニーズを踏まえつつ、引き続き検討すること。また、弁理士の一人法人制度の導入その他の残された課題を含め、弁理士制度の在り方について、知的財産をめぐる国内外の動向や利用者のニーズ等を踏まえ、幅広い観点から更に検討を行うこと。

四 大企業のみならず中小企業においても知的財産権の積極的な取得や活用を促進するため、大都市圏以外の地域においても弁理士の知的財産専門サービスを十分受けられるようにするため、日本弁理士会等と連携を図り、必要な措置を講ずること。

右決議する。

映画の盗撮の防止に関する法律案（衆第26号）

【要旨】

本法律案は、映画の盗撮により作成された海賊版ソフトが多数流通し、映画産業に多大な被害が発生していることにかんがみ、映画の盗撮を防止するために必要な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

映画の盗撮とは、映画館等において観衆から料金を受けて上映が行われる映画（無料試写会を含む。）の影像の録画又は音声の録音をすることをいう。

二、映画産業関係事業者による映画の盗撮の防止

興行主その他映画産業の関係事業者は、映画の盗撮を防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

三、著作権法の特例

1 映画の盗撮については、著作権法第30条第1項の私的使用のための複製を認める規定を適用しないこととする。

2 前項の規定は、最初に日本国内の映画館等において有料上映が行われた日から起算して8月を経過した映画の盗撮については適用しない。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第3号）

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第一項の規定により、平成19年4月10日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成19年4月14日から平成19年10月13日までの間、引き続き、北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物に対して、経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び原産地又は船積地域が北朝鮮で第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（仲介貿易取引）については、経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第二項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。